

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会車いす貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、市内に居住している身体に障害がある者で、かつ、在宅の者（以下「障害者」という。）で他制度により車いすの貸与等を受けられなく、緊急かつ短期間車いすの貸与を必要とする者及び車いす体験教室等を実施する者（以下「実施者」という。）に対し車いすを貸与することにより、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 車いすの貸与を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 障害者であって歩行困難な者
- (2) 車いす体験教室等を実施する者
- (3) 疾病、傷病等により一時的に車いすが必要になった者
- (4) 歩行困難な高齢者
- (5) その他会長が特に必要と認めた者

(申請手続)

第3条 車いすの貸与を受けようとするときは、本人、家族又は体験教室等の実施者が、車いす貸与申請書（様式第1号）を千曲市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 会長は、前条の申請を受理したときは、貸与の可否を決定する。

(貸与の条件)

第5条 車いすの貸与を受けた者は、次の各事項を守らなければならない。

- (1) 車いすを他の目的に使用しないこと。
- (2) 車いすをき損し、売却し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- (3) 車いすの使用及び保管については、会長の指示に従うこと。
- (4) 車いすの使用によって生じた事故等については、すべて借受者の責によるものとする。

(貸与の期間及び返納申し出)

第6条 車いす貸与期間は、原則1ヵ月以内とする。ただし、介護保険にて要支援および要介護認定を受けている者は、最長10日間とする。

2 車いすの貸与を受けた者が、当該車いすを必要としなくなったときは、速やかに車いすを返納する。

(返納を命ずる場合)

第7条 会長は、車いすの貸与を受けた者が、第5条に反した場合、返納を命ずる事ができる。

(使用料)

第8条 使用料は無料とする。

第9条 その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条及び第6条第1項)

車いす貸与申請書

年 月 日

社会福祉法人 千曲市社会福祉協議会 様

<申請者>

〒

住 所

氏 名

TEL

使用者との続柄 ()

車いすNo. _____

1. 次により車いすの貸与を申請します。

使用者	住所	〒 _____	【貸与期間】 ① 要支援・要介護認定者 最長10日間
	Tel		
	氏名		② 上記以外 原則1ヵ月以内
期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

2. 次により車いすを返納いたします。

返却者 氏 名		年 月 日 返納
------------	--	----------

車いすの貸与期間中、車いすを破損した場合は、借用者が修繕費を支払うことに同意します。

氏名 _____

